

国土入企第1号
平成25年4月8日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第37号）1において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、別添1のとおり、国土交通省直轄工事においては運用に係る特例措置を講じることとなりましたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。また別添2のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。

国地契第 3 号
国官技第 7 号
国港総第 6 号
国港技第 1 号
国営管第 1 2 号
国営計第 3 号
国北予第 2 号
平成 2 5 年 4 月 8 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長
企 画 部 長
営 繕 部 長
港 湾 空 港 部 長
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長
営 繕 部 長 あて

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土建労第 40 号、国港技第 126 号）により「平成 25 年度公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定され、労務単価が平成 24 年度公共工事設計労務単価（「平成 24 年度公共工事設計労務単価について」（平成 24 年 3 月 26 日付け国土建整第 172 号、国港技第 140 号）において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 15.1

パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第55条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第55条及び「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第57条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

第二. 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

第三. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

第四. その他

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局及び北海道開発局において、業務の状況等を勘案し、適切に設定されたい。

別添 2

国土入企第 2 号

平成 25 年 4 月 8 日

建設業団体の長 へ

国土交通省土地・建設産業局長

平成 25 年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

国土交通省においては、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、平成 24 年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって平成 25 年度設計労務単価（新労務単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については、別添 1 のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添 2 のとおり適切な取扱いを要請したところである。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入第 38 号）の趣旨にのっとり、**元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底方**お願いする。